

# 三次市普通財産除草作業員募集事業実施要領

三次市総務部財産管理課

## 1 手続きの流れ

申込み	郵送，持参，電子申請システムで申込みをすることができます。様式は市ホームページからダウンロードできます。郵送の場合は，当日の消印有効です。
提出書類	除草作業申込書



作業員決定	申込者を作業希望箇所の作業員として決定します。同一箇所に複数の申込みがあった場合には，市職員にて抽選を行い，決定します。作業員として決定した方には，決定通知書を送付します。
送付物	決定通知書



打合せ	作業員として決定した方は，市と作業実施時期の打合せを行います。
-----	---------------------------------



作業着手	作業に着手する10日前までに作業着手届をご提出ください。
提出書類	作業着手届



作業完了	除草作業終了後14日以内に完了報告書兼請求書をご提出ください。電子申請システムでも完了報告ができます。
提出書類	完了報告書兼請求書，振込口座の通帳の写し 写真（作業前・作業中・作業後）



支払	実施状況の確認後，指定の口座に振込みをします。
----	-------------------------

## 2 申込方法

- (1) 作業希望者は除草作業申込書（様式1号）に作業実施を希望する箇所を明記して、申込期間内に申込先にご提出ください。同じ場所に希望者が複数いる場合には、市職員にて抽選を行い、決定し、通知書を送付します。1人あたりの決定箇所に制限は設けません。
- (2) 複数名で同一箇所の作業実施を希望する場合には、申込書の同伴者欄に記入して申込みを行ってください。団体申請も同様とします。
- (3) 申込みは紙での申請の外、三次市電子申請システムでの申込みも可能とします。
- (4) 申込受付期間・申込先

申込受付期間	令和5年6月19日（月）～令和5年6月30日（金） （土曜、日曜及び祝日を除く）
申込受付時間	午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く）
申込先	〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号 三次市総務部財産管理課住宅・財産活用係（市役所東館4階）

## 3 申込資格

申込みできる方は、次の全てに該当するものとし、個人又は団体です。

- (1) 心身ともに健康な者
- (2) 刈払機等の機器を使用できる者（熟練度は問わない。鎌も可）
- (3) 成人である者

## 4 作業実施方法

- (1) 作業員に決定した方には、決定通知書（様式2号）を送付します。市と作業実施時期の打合せを行い、作業に着手する10日前までに作業着手届（様式3号）を提出してください。また、作業終了後14日以内に完了報告書兼請求書（様式4号）、写真（作業前・作業中・作業後）、振込口座の通帳の写しを提出してください。

- (2) 完了報告について、申込時と同様に電子申請システムでの報告が可能です。
- (3) 除草後の雑草等は現場から撤去し、処分までを作業員にて行ってください。

## 5 報償費

完了報告書の提出後、市職員の現場確認を受けた後に1㎡あたり20円を支給します。ただし、同一箇所を複数人で実施しても、報償費は申込代表者のみに支払うこととします。

## 6 費用負担

除草にかかる機器、備品、消耗費、燃料費等の費用は、作業員の負担とします。

## 7 請求にあたっての注意事項

提出書類	
完了報告書兼請求書 (様式4号)	「請求者」「口座名義」に記入する者は、全て同一者とする。団体の場合は、代表者名義の口座とする。
振込口座の通帳の写し	通帳の金融機関名、支店名、預貯金種別、口座名義、口座番号の記載されたもの。
実施状況の写真	作業前・作業中・作業後のものを添付すること。

- (1) 口座振替での受取りになります。振替口座番号、名義、フリガナを正確に記入してください。口座名義が異なると振込みができません。
- (2) 実施状況を確認する必要があるため、作業終了後14日以内に完了報告書兼請求書をご提出ください。実施完了から14日を超え実施状況が確認できない場合は、報償費の支払いができません。

## 8 作業中の事故に対する補償

作業中に万が一事故が発生した場合等には、市へ事故報告を行ってください。事故の状況によっては、市が加入している保険の対象となる場合があります。市

が加入する保険は、次のとおりです。

(1) 傷害総合

除草作業をする方が傷害を被った場合に支払われるものです。危険度の少ない鎌、のこぎり等を使用する方と、やや危険度のある草刈機等を使用する方で、保険に入る等級が変わります。

(事例) 草刈機、鎌、手作業で作業を行う方が傷害を負われた場合

(2) 賠償

草刈活動によって第三者に対しけがをさせた等、法律上の損害賠償責任を負担させた場合又は草刈活動によって第三者の財物を損壊させた等、法律上の損害賠償責任を負担された場合に支払われるものです。

(事例) 草刈り中の飛び石による第三者の車の損壊

お問い合わせ先

広島県三次市十日市中二丁目8番1号

三次市総務部財産管理課住宅・財産活用係

電話 0824-62-6161 FAX 0824-62-6137

✉ [zaisan@city.miyoshi.hiroshima.jp](mailto:zaisan@city.miyoshi.hiroshima.jp)